

公告

事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり公告します。

2024 年 6 月 12 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：ナイジェリア国基礎教育学びの改善へ向けた情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第 1 章 1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第 1 章 3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第 1 章 2. 及び 6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第 1 章 9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：ナイジェリア国基礎教育学びの改善へ向けた情報収集・
確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：24a00258

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

調達・派遣改革の各種施策が導入された 2023 年 10 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024 年 6 月 12 日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ナイジェリア国基礎教育学びの改善へ向けた情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約期間（予定）：2024年8月から2025年2月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Isato.Maiko@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ナイジェリア事務所

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 6月 18日 12時

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

2	入札説明書に対する質問	2024年 6月 19日 12時
3	質問への回答	2024年 6月 24日
4	技術提案書の提出用フォルダ作成依頼	技術提案書の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	入札書（電子入札システムへ送信）、 別見積書・技術提案書の提出日	2024年 6月 28日 12時
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
7	入札執行の日時（入札会）	2024年 7月 11日 14時
8	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印

が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」については、技術提案書提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.（3）日程参照
- 2) 提出先：上記2.（1）選定手続き窓口宛、
CC：担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL の「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

- 1) 上記 2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の 2 営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記 2. (3) 日程参照

(2) 提出方法：

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記 2. (3) 日程にある期限日時までに、技術提案書提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが 1 営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ 技術提案書はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記 2. (3) 日程の提出期限日までに電子入札

システムにより送信してください。

- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記 2. (3) 日程を参照し提出期限日時までに別途メールで e-koji@jica. go. jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) 技術提案書

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica. go. jp
- ② 件名：(調達管理番号) _ (法人名) _見積書
[例：22a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「22a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の 2 営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記 2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、

技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第 2 章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記 2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順
 - 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
 - 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施しません。詳細は下記 (3) のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください

い。²

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{それ以外の見積額 (N)} : \text{価格評価点} = (\text{予定価格} \times 0.8) / N \times 100 \text{ 点}$$

* 最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70 : 30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が 2 者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

11. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

12. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

【ナイジェリアの基礎教育の現状と課題】

ナイジェリアはサブサハラ・アフリカ(SSA)地域最大の人口を抱え、2050年には世界第3位となることが予測されている。しかし、同国の教育の現状は、世界最大となる約11百万人の不就学児童を抱え、初等教育就学率は68.7%、内、修了率は73.1%(UNICEF,2021)、中等前期就学率は47.6%、修了率は67.7%に留まる。また、世界銀行のHuman Capital Indexは36%で、SSA地域平均の40%を下回る。内6年生の標準化テスト(The Harmonized Test)³の得点平均も309点で、SSA地域平均374点を下回る。さらに、基礎的な読み書き計算能力を習得している低学年児童の割合は2割以下(UNICEF, 2021)となる等、教育へのアクセスや学習環境整備、学びの質など、多方面で深刻な危機に直面している。

上記のような同国の学びにおける危機的な現状の主な要因として、まず、増え続ける学齢人口に対し、連邦・州政府の予算が追いつかない教育財政面での課題の深刻化が挙げられる。このため、学校施設の老朽化、未電化、給水施設やトイレの欠如を含め、児童・生徒が安全に学習する環境の整備ができていない。また、学びの質の低さも同国の教育における障壁のひとつとして挙げられ、教科書や補助教材の不足、教員養成課程の質の問題、特に全初等教育教員の内、適切な訓練を受けた教員の割合は62%と、SSA平均の71%を下回る状況となっている(世銀、2018)など、教員不足に伴う基礎的な訓練も受けていない臨時教員の採用等も問題となっている。同時に貧困や地域の伝統的慣習による子どもの正規就学、習熟度への家庭の関心、優先度の低さも指摘されており、学齢に達した子どもの就学促進と学びの改善に、子どもを取り巻く家庭やコミュニティの意識改革・行動変容並びにインセンティブメカニズムの導入も課題となっている。

【ナイジェリア政府の対応】

これらの課題に対し、ナイジェリア政府は「連邦教育省戦略計画(Education for Change, A Ministerial Strategic Plan (2018-2022))」を策定し、教育の質の改善を重点項目の一つとして掲げ、ガイドラインなどを策定した。2023年5月に発足した新政権は大統領選挙の公約である「新たな希望へのアジェンダ2023(The Renewed Hope Agenda)」で、学位認証基準とカリキュラムの更新に向け、民間セクター及び教育セクターの識者からなる委員会を立ち上げ、労働市場のニーズに合った知識・スキルの強化を、初等教育から高等教育レベルまで進めていくとした。特に初等・中等教育カリキュラムの近代化を図り、全ての公立学校で、地域の偏重を解消し、国家教育目標に沿った一貫したカリキュラムの開発と学校現場での実施を徹底していくとしている。以上の方針を受け、ナイジェリア政府は連邦教育

³ 世銀が実施する基礎学力を図る国際標準テスト。理数科と読解力の2分野で構成し、習熟度を測る。300点から625点の範囲で評価。

省を中心に、新たな国家戦略を形成中である。

【JICAによる支援対応】

上記背景を踏まえ、JICAは連邦基礎教育委員会(Universal Basic Education Commission: UBEC)へ2024年度から基礎教育アドバイザーを派遣し、ナイジェリアの教育政策目標達成に向けて、先方実施機関と連携・調整の上、介入活動案を検討・試行し、JICAの基礎教育協力プログラムの形成支援を進めることとしている。

第2条 調査の目的と範囲

上記第1条に記載の背景に基づき、派遣中の基礎教育アドバイザーによる対ナイジェリア基礎教育協力プログラムの検討に必要な、基礎教育課程における子どもの学びの現状と課題にかかる情報を収集・分析し、ナイジェリア基礎教育セクターにおける課題を構造的に把握した上で、効果的と思われる援助アプローチ案の選択肢及び想定される具体的な事業計画案のリストを提示する。そして、子どもの学びの改善にかかるアプローチ案で想定される事業計画の中から、パイロット事業を実施し、その妥当性と効果を検証、評価した上で、最終的なアプローチ案と事業計画を提言する。調査対象地域については、協力成果発現の観点から、邦人専門家の渡航が可能な以下第3条(1)の地域とする。

なお、民間連携事業について、上記パイロット事業目的の達成・効果増大に貢献し得る本邦企業・現地スタートアップ等の動員・試行、効果の検証を行う可能性も追求すると共に、ナイジェリア進出に関心のある有望な日系企業を対象としたナイジェリア基礎教育課題セミナーを実施し、関心が得られた企業の商品・サービスの活用を含めた事業案を最終報告書で提言する。

第3条 調査実施の留意事項

(1) 基礎教育アドバイザー（個別専門家）について

2024年5月9日より、JICA個別専門家（直営）として、UBECに基礎教育アドバイザーが着任し、連邦レベルの基礎教育関係機関からの情報収集を先行して開始している。本専門家は、ナイジェリアの教育政策目標達成に向けて、先方実施機関と連携・調整の上、介入活動案を検討・試行し、JICAの基礎教育協力プログラムの形成支援を行うことを目的に派遣されている⁴。本調査は、同アドバイザーによる対ナイジェリア基礎教育協力プログラム案の形成に当たり、その根拠となる情報収集と分析を行い、パイロット事業実施を通じた効果・効率的な協力アプローチ案の検証や提言を行うものである。調査団は同アドバイザーが既に収集した情報をもとに、必要な追加情報を文献レビューや州レベルの実施踏査を中心に収集・分析し、それらの結果をもとに、同アドバイザーと協議しつつ、アプローチ案の絞込みやパイロット事業の実施、事業計画案を含めた提言の取りまとめを行うことが期待されている。

(2) 対象州について

対象州につき、ナイジェリア政府関係機関は国内6地政学ゾーン(北西部・北中部・北東部・南西部・南南部・南東部)への均等な支援を強く要望するものの、ナイジェリアの治安情勢や安全対策措置状況を踏まえ、FCT、ナサラワ州、ラゴス州、オヨ州、オゲン州、クワラ州、タラバ州から2-3州程度を想定する。本調査の目的とアウトプットに鑑み、基礎教育アドバイザーと共に調査冒頭で議論を深める。

⁴ 基礎教育アドバイザー（個別専門家）の詳細は、本入札説明書第3章1. (4)の配付資料を参照ください。

(3) 以下第4条調査内容の中で、(1)の州レベル調査における学校等の訪問と(2)の好事例収集は別々の訪問で実施するのではなく、可能な限り1回の訪問時に対応すること。

(4) 事業計画案については、スキーム、規模、期間、投入要素などを具体的に提案すること（資金協力事業であれば案件概要表案、技プロであればPDM骨子案と要請書案等）。

(5) 民間連携・DXの活用により効果・効率的な事業がある場合、積極的な提案を行うと共に、民間企業を対象としたナイジェリア教育投資セミナーを実施し、関心が得られた企業の商品・サービスの活用を含めた事業案を提案する。なお、パイロット事業においては、JICAで準備中の算数アプリの活用も検討する。

第4条 調査の内容

UBECに派遣中の基礎教育アドバイザーと連携し、以下の調査を実施する。

(1) ナイジェリア基礎教育セクターにおける課題を構造的に分析し、他ドナーによる支援の分布を整理する。⁵

1) 連邦レベルの関係機関(連邦教育省、UBEC、NTI、NCCE、NERDC等)について、文献レビューのほか、基礎教育アドバイザーとともに必要な情報を収集し、進捗状況や戦略相互の整合性、州政府制度や実態との乖離、課題等を含め、これら政策・戦略枠組みが事業計画・実施に与える影響、留意事項を分析する。また、GPE申請の進捗や最新の支援動向についても必要な確認を行う。

2) ナイジェリアの初等教育算数・理科の三層カリキュラム(Intended Curriculum、Implemented Curriculum、Attained Curriculum)の一貫性について調査・分析する。具体的には、国立カリキュラムのシラバス・教科書・授業・評価問題それぞれの内容構成、系統性、整合性等について分析し、子どもの学力不振の要因を検証する。

3) 対象州の州教育省、州基礎教育委員会から州の基礎教育政策や実行計画、その実施体制(予算・人員措置含む)、モニタリング・評価体制を確認すると共に、小学校・中学校を視察し、子どもの学びを改善するために必要となる要素、政府予算、カリキュラムや教材、子どもの習熟度に合わせた教員の授業実施能力等の学びの質、及び、家庭・コミュニティの行動変容・インセンティブの観点にかかる情報収集・分析を行う。⁶

4) 上記1)~3)の結果に基づき、ナイジェリア基礎教育セクターにおける子どもの学びに係る課題の構造について図式化し、和文・英文で報告書を作成する。

5) 他ドナーやNGO、民間企業などによる取組について情報収集を行い、セクター課題への取組状況の全体像を図式化して整理する。

(2) ナイジェリアで子どもの学びの改善に成功した事例の収集・分析を行う。

1) JICAがナイジェリアで2006年~2009年、2010年~2014年に実施した「初等理数科教育強化プロジェクト(Strengthening Mathematics and Science Education in Nigeria: SMASE)」等について、評価報告書レビューや関係者へのヒアリング、教員研修を受講した教員や視学

⁵ 連邦制に起因するナイジェリア特有の状況も踏まえ、調査時に留意すべき事項につき技術提案書で提言願います。

⁶ (1)(3)の州レベル調査における学校等の訪問と(2)の好事例収集は別々の訪問で実施するのではなく、可能な限り1回の訪問時に対応できるよう効率的な調査スケジュールにつき、技術提案書で提案願います。

官への実地調査を通じ、SMASE 終了後の成果活用、現状と課題にかかる情報を収集し、分析する。

2) 他ドナーや NGO、民間企業などによる介入や、学校独自の取り組み等のうち、学びの改善に繋がった好事例を収集・確認し、その要因や背景、成功条件について分析する。

(3) 上記(1)及び(2)から、ナイジェリア政府関係機関の優先度を踏まえつつ、「子どもの学びの改善」に資すると考えられるアプローチ案⁷を複数提言する。⁸

1) 基本的には、初等算数・理科を対象に、日本側の協力リソースも考慮し、正規授業での子どもの学力向上につながる教員研修や学校におけるフォローアップ体制、教材・補助教材の活用等に関連する事業を想定する。

2) それぞれのアプローチ案同士の相互関係(相互補完・相乗効果等)についても明らかにする。なお、民間連携、DX 等により効果・効率が增大するような方法も積極的に検討する。

3) 各アプローチ案を提示する際は、それらの中で想定される具体的な事業計画案リストも共に提示する。

(4) パイロット事業を調査対象州において実施し、上記(3)のアプローチ案の効果等を検証する。⁹

1) (3)のうち、開発効果が高く、今後の協力可能性が高いアプローチ案とその中で想定される事業計画案につき、パイロット事業を提案する。妥当性・有効性・効果の仮説も併せて検討する。

2) 基礎教育アドバイザーから支援を得つつパイロット事業を確定し、実施の枠組み、関係諸省庁・州政府機関との調整、対象校の選定、インパクト検証のための評価手法等を含め実施準備を行う。

3) 上記パイロット事業については、将来的な連携が想定される他ドナーや民間企業の視察や部分的な参加についても積極的に検討する。

4) 基礎教育アドバイザーから支援を得つつ、パイロット事業を実施する。

5) パイロット事業の成果と、課題や教訓の分析・評価を行う。

(5) 上記(4)で実施したパイロット事業の評価結果を、(3)で検討・提言されたナイジェリア基礎教育課程における子どもの学びの改善に資する援助アプローチ案に反映させる。同アプローチを、最も効果的・効率的に達成できる事業計画案¹⁰を併せて提言する。¹¹

⁷ アプローチ案：課題解決のための手段としてTheory of Changeが整理された道筋。
例：教科書・教材改善アプローチ、コミュニティ協働による学習環境改善アプローチ、現職教員研修改善アプローチ等。

⁸ ナイジェリアで子どもの学びの改善に資する協力を考える場合のアプローチ案につき、可能性や留意点を技術提案書で提案願います。

⁹ 調査内容と文献レビューを基に、子どもの学びの改善に資すると思われるアプローチ案の中で、パイロット事業による検証が妥当・有効であると想定される案を技術提案書で提案願います。(複数可)

¹⁰ 事業計画案：アプローチ案の実現のために必要な活動を整理したプロジェクトの枠組み。事業スキーム(例：技術協力プロジェクト、個別専門家、国別研修、無償資金協力、有償資金協力等)ごとに、目標・成果・活動を整理する。またその達成のための投入案(例：専門家・機材・研修等)も含めること。

¹¹ 他ドナーとの協調や民間連携、DX活用など、相乗効果の見込める、柔軟な協力枠組みについて、技術提案書で提案願います。

- 1)パイロット事業の評価結果を踏まえ、(3)で提言したアプローチ案を修正する。
- 2) 上記 1)のアプローチ案の実施過程及び開発経路における制約条件(日本側協力リソースやナイジェリアで実施する上での政府・事業実施体制及び安全管理上の制限等)等も勘案した上で、事業計画案の選択肢を作成する。事業間の相互補完関係、相乗効果を明らかにする。
- 3)上記 2)の事業計画案を文書として整理する(技術協力プロジェクトであれば PDM 骨子と要請書案、資金協力であれば概要案開発政策借款であれば政策マトリクス案等)。内容には、事業化へ向けた留意事項、継続して情報収集や確認・検討が必要な事項等を含める。
- 4)円借款事業を提案する際、世界銀行やアフリカ開発銀行とのプロジェクト型・成果連動型借款など、協調融資の可能性を優先して検討する。また、借款事業を実施している他ドナーから円滑な事業形成や実施に当たっての留意点及び事業効果発現のための教訓を分析、提案する。
- 5) 民間連携事業・DX については、関心のある本邦民間企業を対象としたナイジェリア基礎教育投資セミナーを実施し、関心が得られた企業の商品・サービスの活用方法(技術協力や資金協力のインプット或いは SDG 調査等)を事業計画案として最終報告書で提案する(5~6 件程度)。なお、本調査対象州は 2~3 州としているが、本項目については、民間企業からの関心対象州が当該州以外であっても上記件数以内で事業計画案を提案する。

第 5 条 報告書等

報告書の提出期限は契約履行期間の末日とする。

成果品等提出物	記載内容	提出時期	部数
インセプション・レポート	業務実施に関する基本方針、調査方法、調査項目、調査内容、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等	調査開始後 2 週間以内	和英文電子データ (PDF、MS Word 形式)
中間レポート	ナイジェリア基礎教育セクターにおける課題構造の分析結果	2024 年 10 月中旬	和英文電子データ (PDF、MS Word 形式) (プレゼンテーション資料は英文の PDF、MS Word または Power Point 形式)
ドラフト・ファイナルレポート	提出時までの調査結果	2025 年 2 月中旬	英和文電子データ (PDF、MS Word 形式)、(プレゼンテーション資料は英文の PDF、MS Word または Power Point 形式)
ファイナルレポート	提出時までの調査結果	契約履行期間の末日	和文 1 部 (製本) 英文 1 部 (製本) CD-R1 部 (PDF、MS Word 形式)

第 6 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は現地調査の結果、及びJICAとの協議に基づき最終確定するものとする。

1. 調査概要
 - 1-1. 調査の背景と経緯
 - 1-2. 調査団の構成と調査工程

2. ナイジェリア基礎教育セクターの現状と課題
 - 2-1. 新政策・戦略の方向性と進捗状況（連邦政府・実施機関）
 - 2-2. 戦略相互の整合性、実態との乖離、課題
 - 2-3. ナイジェリアの初等理数科教育におけるカリキュラムと課題
 - 2-4. 対象州の基礎教育政策・実行計画、及び、実施・モニタリング・評価体制と課題
 - 2-5. 子どもの学びを改善するために必要となる要素
 - 2-6. 他ドナーやNGO、民間企業などによる取組み
 - 2-7. 子どもの学びに係る基礎教育セクターにおける課題の構造

3. ナイジェリアで子どもの学びの改善に成功した事例
 - 3-1. JICA「初等理数科教育強化プロジェクト(Strengthening Mathematics and Science Education in Nigeria: SMASE)」終了後の成果活用
 - 3-2. 他ドナーやNGO、民間企業、学校独自の取り組みで、学びの改善に繋がった好事例
 - 3-3. 成功の要因や背景、条件

4. 「子どもの学びの改善」に資すると考えられる援助アプローチ案
 - 4-1. 援助アプローチ案の提言
 - 4-2. 各援助アプローチ案間の相互関係(協力シナリオ・相互補完・相乗効果等)

5. パイロット事業の実施
 - 5-1. パイロット事業による検証・評価が有効な援助アプローチ」案の提言と成果にかかる仮説
 - 5-2. パイロット事業の枠組みと実施体制
 - 5-3. パイロット事業の実施結果、検証と評価

6. 今後の協力へ向けた提言
 - 6-1. 子どもの学びの改善に資する援助アプローチ案と事業計画案の提言
 - 6-2. 援助アプローチ案実現に向け、開発経路を示す上での制約条件や留意事項

添付：

1. ナイジェリア基礎教育セクターにおける課題構造マトリックス
2. 有償・無償資金協力・技術協力候補案件リストと相互関係マトリックス
3. 各案件の概要表

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書の該当条項
1	当国の連邦制を踏まえた調査実施上の留意事項	第4条 調査内容 (1)
2	効率的な調査スケジュール	第4条 調査内容 (1)3)
3	子どもの学びの改善に資するアプローチ案	第4条 調査内容 (3)
4	想定されるパイロット事業案	第4条 調査内容 (4)
5	援助アプローチ案と事業計画案 (柔軟な協力枠組み)	第4条 調査内容 (5)

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 5.80 人月

(現地渡航回数：延べ6回)

業務従事者構成の検討に当たっては、サハラ以南アフリカ地域における基礎教育分野（特に初等教育理数科）にて、カリキュラム開発や構造化教科書の活用等にかかる専門性を持つ従事者を含めること。

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (2号))】

- 1) 対象国及び類似地域：サハラ以南アフリカ地域
- 2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- ・ ナイジェリア連邦共和国基礎教育アドバイザー（個別専門家）案件概要表

2) 公開資料

- ナイジェリア連邦共和国 初等理数科教育強化プロジェクト終了時評価調査報告書
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12015608.pdf>
- ナイジェリア連邦共和国 初等理数科教育強化プロジェクトフェーズ II 終了時評価調査報告書
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12288395.pdf>
- ポストコロナにおける教育協力検討のための基礎情報収集・確認調査
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12346342.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。但し、必要日応じ、基礎教育アドバイザーと相談の上、執務室を利用。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

1). ナイジェリアの国内渡航については、JICAによる事前の渡航承認、及び、アブジャ市内以外での移動は、警護警官の同行が必要となるため、渡航予定の1か月前を目途に

渡航日程案をナイジェリア事務所へ提出する必要があることに留意してください。

2). ナイジェリアへの渡航につき、深夜早朝の発着便の利用は極力避けてください。やむを得ず利用する場合は、日の出前・日没後の移動は防弾車の利用となり、追加の経費がかかりますので、留意ください。

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務: サハラ以南アフリカ地域における子どもの学びの改善を目標とした技術協力

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4判（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年4月追記版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記の1. (2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

以下の経費については定額で計上を求めるとします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
6	安全対策経費	第 4 条 調査の内容 (1) 3)、 (2)、(4)	828,000 円	警護警官備上関連： 3 一般業務費	3 一般業務費

(4) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第 2 章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(5) 特別宿泊料単価設定地域の宿泊は 29 日程度を想定しています。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	(6)
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(65)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35
(2) 作業計画等	30
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)
(1) 業務主任者の経験・能力	(25)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(25)
ア) 類似業務等の経験	12
イ) 業務主任者等としての経験	5
ウ) 語学力	5
エ) その他学位、資格等	3